

## 令和9年度以降の濃度基準値検討対象物質について

### 1 新規に濃度基準値を設定する物質（新規物質）

令和4年度の検討会報告書において、濃度基準値の検討対象物質は、欧米の基準策定機関の職業性ばく露限界値（OEL）がある物質を対象とすることとし、令和4年度から令和8年度までに順次検討することとされている。

令和9年度以降の検討対象物質については、政府GHS分類がなされている物質の中から、これまでの物質選定の考え方を踏襲しつつ、濃度基準値の検討に当たり得られた情報等から対象物質を選定することとする。

- ① 令和4～8年度の検討対象物質のうち、濃度基準値の導出に係る詳細な検討が必要となった等の理由により引き続き検討中の物質
- ② 本検討会において濃度基準値に係る知見がないこと等から濃度基準値を設定できないとされた物質
- ③ 新たに基準策定機関において職業性ばく露限界値が設定された物質
- ④ 新たに政府GHS分類がされた物質のうち、基準策定機関において既に職業性ばく露限界値が設定されている物質

### 2 濃度基準値の見直しを検討する物質（見直し検討物質）

- ① 基準策定機関において職業性ばく露限界値が更新された物質
- ② 類似物質の情報から濃度基準値を定めた物質のうち、対象物質固有の有害性情報が得られた物質
- ③ 濃度基準値の検討の際、生殖毒性・発生毒性等の知見があることから確認・検討が必要とされた物質
- ④ 政府GHS分類において発がんの区分が1に変更された物質

### 3 スケジュール

#### (1) 新規物質

令和8年度に情報収集等及び対象物質の選定を行い、令和9年度以降の濃度基準値の検討スケジュールを策定する。

#### (2) 見直し検討物質

原則として以下のスケジュールで行う。

濃度基準値検討年度	R4	R5	R6	R7
情報収集	R8	R9	R10	R11
見直しの検討	R9	R10	R11	R12

...

#### (3) 各年度における検討物質数

新規検討物質と見直し検討物質を合わせて150物質程度とする。

なお、検討の優先順位については、令和4年度に年度ごとの検討対象物質を検討した際と同様、測定・分析法の有無、職業性ばく露限界値の設定状況等を踏まえて検討することとする。

(参考) 令和4年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書(抜粋)

## 1 各年度ごとの濃度基準値候補物質

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書(令和3年7月19日公表)」において、濃度基準値(注:当該報告書ではばく露限界値(仮称))の設定方法と各年度ごとの設定物質数が示されている。この考え方をもとに、労働安全衛生法に基づきリスクアセスメント実施が義務付けられている物質(以下「リスクアセスメント対象物」という。)のうち、欧米の基準策定機関の職業性ばく露限界値(OEL)がある物質から、各年度ごとに濃度基準値設定の候補物質を選定することとした。ただし、3で示すとおり、特別則が適用される物質は対象としない。

### (1) 令和4年度

リスク評価対象物質(特定化学物質障害予防規則などへの物質追加を念頭に、国が行ってきた化学物質のリスク評価の対象物質をいう。以下同じ。) 118 物質を対象とする。

○測定・分析方法があるもの…100 物質程度

○測定・分析方法がないもの…20 物質程度

### (2) 令和5年度

リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する ACGIH TLV-TWA(米国政府労働衛生専門家会議が勧告している8時間時間加重平均ばく露限度)があり、かつ、測定・分析方法があるもの約 160 物質を対象とする。

○DFG MAK(ドイツ研究振興協会が勧告する最大職業濃度値)や日本産業衛生学会の許容濃度が定められており、ACGIH TLV-TWA と値が一致するもの…55 物質程度

○DFG MAK 等のばく露限度が定められているが、ACGIH TLV-TWA と値は一致しないもの…100 物質程度

### (3) 令和6年度

リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業ばく露限度があり、かつ、測定・分析方法があるもの約 180 物質を対象とする。

○ACGIH TLV-TWA のみ定められているもの…110 物質程度

○ACGIH TLV-TWA はないが、ACGIH TLV-STEL(短時間ばく露濃度に関するばく露限度値)又は TLV-C(天井値(いかなるときも超えてはならないばく露限度値))があるもの…15 物質程度

○ACGIH (TLV-TWA, STEL, C) はないが、DFG MAK 等があるもの…55 物質程度

### (4) 令和7年度以降

リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業性ばく露限界値があり、かつ、測定・分析方法がない約 390 物質を対象とする。

○ACGIH TLV-TWA があるもの…255 物質程度

○ACGIH TLV-TWA はないが、ACGIH STEL 又は C があるもの…25 物質程度

○ACGIH (TLV-TWA, STEL, C) はないが、DFG MAK 等があるもの…110 物質程度

(参考3) 令和6年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書（抜粋）

## 第2 令和7年度以降の濃度基準値の検討対象物質

令和7年度以降の濃度基準値の検討対象物質は、令和4年度の報告書に基づき、リスクアセスメント対象物（令和7年度以降に施行されるものを含む）のうち、リスク評価対象物質（特定化学物質障害予防規則などへの物質追加を念頭に、国が行ってきた化学物質のリスク評価の対象物質。令和4年度に検討済み）以外の物質であって、吸入に関する職業性ばく露限界値があり、かつ、測定・分析方法がない約350物質を対象とする。令和7～8年度の濃度基準値設定候補物質は、別表1－3のとおりである。令和7年度、8年度それぞれどの物質を対象とするかは令和7年度検討会で早期に検討する。